

# 定 款

オリオンビール株式会社

## 目 次

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 第1章 | 総 則 .....       | 1 |
| 第2章 | 株 式 .....       | 2 |
| 第3章 | 株主総会 .....      | 3 |
| 第4章 | 取締役及び取締役会 ..... | 4 |
| 第5章 | 監査役及び監査役会 ..... | 6 |
| 第6章 | 計 算 .....       | 7 |
| 附 則 | .....           | 7 |

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、オリオンビール株式会社と称し、英文では、  
ORION BREWERIES, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) ビールその他の酒類の製造販売
- (2) 清涼飲料その他の飲料の製造販売
- (3) 酒類及び清涼飲料その他の飲料の販売に関する機器・器具・設備等の  
販売・取付工事及び修理、回収
- (4) 酒類及び清涼飲料その他の飲料の媒介、斡旋
- (5) 業務用厨房設備機器及びその他設備機器等の販売・取付工事並びに修  
理、回収、斡旋
- (6) 前項の機器・器具・設備等の維持管理及び品質に関わる洗浄指導等
- (7) 炭酸ガスボンベ販売
- (8) 再生資源回収、一般及び産業廃棄物処理業務
- (9) 食料品、日用雑貨類、衣料品の製造販売
- (10) 化学製品の製造販売
- (11) 医薬品の製造販売
- (12) 不動産に関する事業
- (13) ホテル、保養施設、娯楽施設及び飲料店の経営
- (14) ゴルフ場、遊園地等の経営
- (15) 種苗、花卉、花木、蔬菜及び果実等の生産販売
- (16) 飼料、肥料の製造販売
- (17) 養殖事業

(18) 一般旅行業並びに旅行業代理店業

(19) 倉庫業

(20) 金銭の貸付、有価証券の売買及び債務保証

(21) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業

(22) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を豊見城市におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおくものとする。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名をおき、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、

取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

- 1 この定款に規程のない事項は、すべて法令の定めるところによる。
- 2 この定款の改正は株主総会において決議された日（株主総会決議により効力発生日を定めた場合は当該効力発生日）から実施する。
- 3 変更案第15条(電子提供措置等)は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行する会社(以下、「振替株式発

行会社」という。)になった日から効力を生ずるものとする。

② 変更案第15条が効力を生ずるまでは、変更案第16条以降の条数から 1 を減ずるものとする。

③ 本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
| 1957年 | 2月20日  | 制 | 定 |
| 1959年 | 5月23日  | 変 | 更 |
| 1962年 | 5月10日  | 〃 | 〃 |
| 1963年 | 5月13日  | 〃 | 〃 |
| 1965年 | 5月20日  | 〃 | 〃 |
| 1966年 | 7月 1日  | 〃 | 〃 |
| 1971年 | 5月14日  | 〃 | 〃 |
| 昭和47年 | 10月11日 | 〃 | 〃 |
| 昭和48年 | 5月16日  | 〃 | 〃 |
| 昭和49年 | 5月30日  | 〃 | 〃 |
| 昭和50年 | 5月27日  | 〃 | 〃 |
| 昭和52年 | 6月25日  | 〃 | 〃 |
| 昭和55年 | 6月18日  | 〃 | 〃 |
| 昭和57年 | 6月24日  | 〃 | 〃 |
| 昭和58年 | 6月24日  | 〃 | 〃 |
| 昭和63年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 平成 6年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |

|       |        |   |   |
|-------|--------|---|---|
| 平成14年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 平成16年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 平成18年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 平成20年 | 6月3日   | 〃 | 〃 |
| 平成24年 | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 平成24年 | 7月20日  | 〃 | 〃 |
| 平成24年 | 11月7日  | 〃 | 〃 |
| 平成31年 | 4月26日  | 〃 | 〃 |
| 令和元年  | 5月15日  | 〃 | 〃 |
| 令和元年  | 6月19日  | 〃 | 〃 |
| 令和元年  | 7月22日  | 〃 | 〃 |
| 令和2年  | 5月7日   | 〃 | 〃 |
| 令和2年  | 6月25日  | 〃 | 〃 |
| 令和4年  | 2月9日   | 〃 | 〃 |
| 令和4年  | 11月11日 | 〃 | 〃 |
| 令和5年  | 6月28日  | 〃 | 〃 |
| 令和6年  | 1月12日  | 〃 | 〃 |
| 令和6年  | 9月13日  | 〃 | 〃 |
| 令和6年  | 9月28日  | 〃 | 〃 |
| 令和7年  | 3月5日   | 〃 | 〃 |